

# 中間前金払制度について

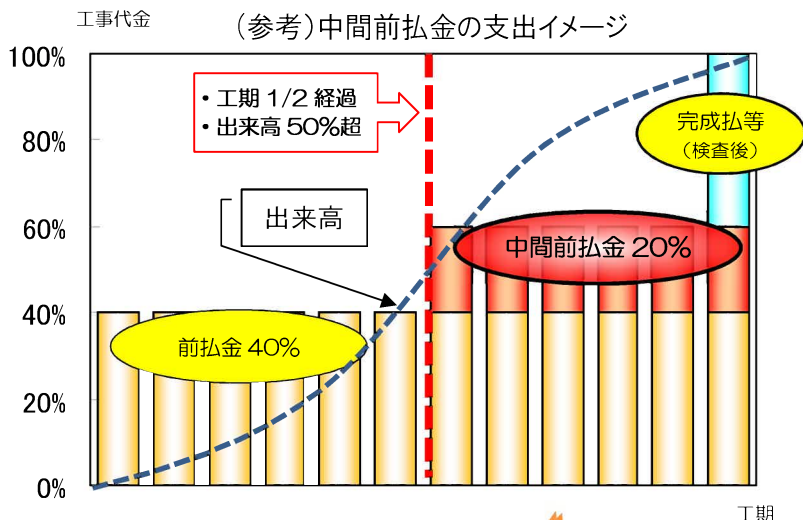
## 1. 中間前払金とは

工事着手時に支出される請負代金額の40%以内の前払金に加えて、工事の中間段階で更に請負代金額の20%以内を前払金として支払う制度です。

これにより受注者は、前払金として請負代金額の60%まで受け取ることが出来ます。

「中間前金払制度」は、昭和47年に旧建設省で導入され、順次各省に拡大されました。

また、平成11年の地方自治法改正により、千葉県では同年10月に導入され、36市3町(平成30年4月1日現在)において導入されています。



## 2. 中間前払金と部分払 (中間金) の違い

部分払(中間金)とは違います!

部分払と異なり出来高検査が不要なため、発注者で行う手続きは中間前払金の方が格段に少なく、工事監理の事務効率化が図れます。

	中間前払金	部分払
出来高検査	不要 (書類審査で可)	必要 (現場の出来高検査を行い、金額を算定)
支払要件	【前提】当初の前払金が支出されている ① 工期の1/2を経過 ② 工期の1/2で実施すべき作業が終了 ③ 出来高が1/2以上	支払請求に相当すると判断される進捗が金額面で上がったとき

## 3. 中間前払金のメリット

### ● 認定手続は書類審査のみ

手続は書類審査のみなので、部分払に比べ請負者の資金需要に素早く対応出来ます。これにより、工期後半の円滑な施工が期待できます。

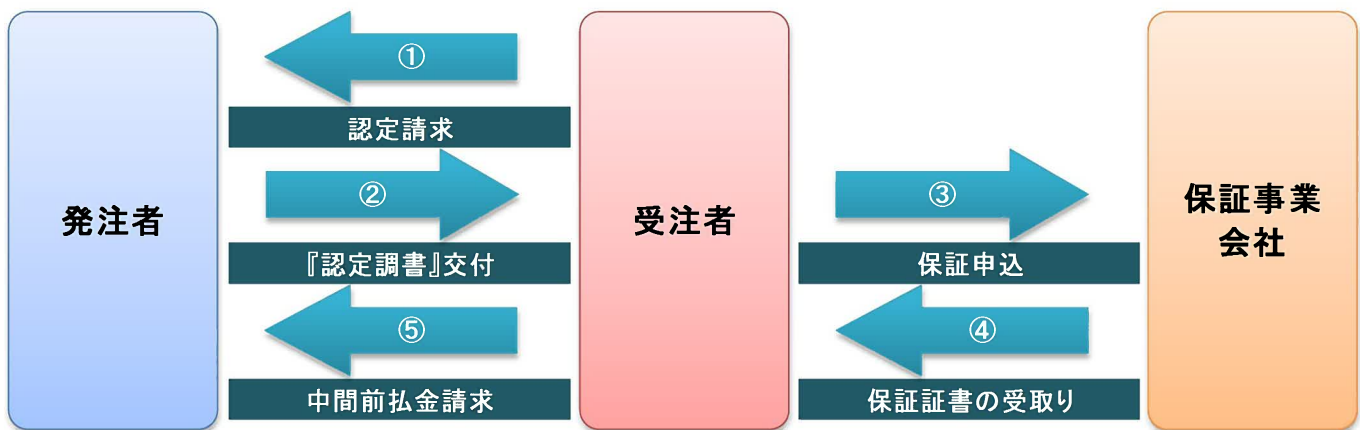
### ● 万一の請負契約解除時の出来高不足の担保

契約解除時の出来高が既払前払金を下回った場合でも、保証事業会社の保証により、安心です。

### 【参考】

万が一、請負者の責に帰すべき事由により請負契約を解除した場合、保証会社が弁済する額は、「前払金(当初の前払金額+中間前払金額)-契約解除時の工事既済部分の請負代金相当額」となります。

## 4. 中間前払金手続きの流れ



### ① 認定請求

受注者は、発注者の監督職員へ以下の書類等を提出し、認定請求を行います。

(ア) 認定請求書

(イ) 工事履行報告書

### ② 『認定調書』の交付

発注者の監督職員は、書類審査の上「認定調書」を交付します。

### ③ 保証申込

受注者は、「認定調書」を添えて保証事業会社に「中間前払金保証」を申込みます。

【参考】請負者が保証会社に支払う保証料は、保証金額の0.065%（一律）です。

### ④ 保証証書の受取り

受注者は、保証事業会社から「中間前払金保証証書」を受け取ります。

### ⑤ 中間前払金請求

受注者は、「請求書＋中間前払金保証証書」を発注者へ提出し、中間前払金を請求します。